

## 宇都宮駅東口地区整備事業用地の民間暫定利用募集について

### 1 暫定利用の目的

宇都宮駅東口地区整備事業における立地施設整備着手までの間、事業用地の有効活用を図っていくため、民間による暫定利用について募集する。

### 2 暫定利用の期間

現行の検討スケジュールを勘案し、約 3 年間とする。(平成 21 年 12 月～25 年 3 月末)

### 3 民間利用募集について

#### (1) 実施方法

事業用地を賃貸し、暫定利用を希望する民間事業者から土地利用計画と土地賃借料等の提案を求める「公募プロポーザル方式」により募集する。

#### (2) 公募要項の概要

- ・ 対象用地：未利用地①～③の 3 か所（合計面積 約 15、310 m<sup>2</sup>）・・・資料 1 参照
- ・ 貸付期間：最低 1 年以上～約 3 年以内（契約締結後～平成 25 年 3 月末まで）
- ・ 貸付開始：平成 21 年 12 月から
- ・ 禁止用途：時間貸し、月極めなど有料の駐車場・駐輪場
- ・ 土地賃借料：本市が提示する最低価格以上で、応募者が提案する価格

#### (3) 事業者の選定

本市指定の公募要項に基づき、応募者が提出した暫定活用計画書を審査し、対象用地ごとに事業者を選定する。

#### (4) 実施スケジュール

平成 21 年 10 月 30 日 募集開始（公募要項の公表・配布、市ホームページ掲載）

） ※質疑応答期間：11 月上旬～11 月中旬

11 月 24 日 応募受付締め切り

11 月下旬 審査

12 月上旬 事業者の決定、通知

#### (5) その他

募集期限までに民間からの申込みがない用地については、21 年度末まで随時利用者を募集する。なお、募集とあわせて公共及び市民協働による暫定利用方策についても検討していく。

宇都宮駅東口地区整備事業用地平面図

